固定資産の現所有者申告書						
宮崎市長		殿		届 氏名 出者 住所		年月日
宮崎市固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡しましたので、宮崎市税条例第75条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。						
課税台帳上 の所有者 (被相続人)	氏 名				宛名番号 (市で利用)	
	死亡時の住所					
	死亡年月日					
現所有者 (代表者) 納税通知書 受取人	(フリガナ)					
	氏 (名称)				号 (市で利用) 引 (S. H. R.	年 月 日生)
	住 所 (所在地)	₹		電話番	号()	
	個人番号又 は法人番号					被相続人との関係
その他の 現所有者 (代表者を 除く)	(フリガナ)	生年月日 氏 名	被相続人 との続柄		住所(所在	进)
	()S.H.R. 年 月 日生	=	T		
	()S.H.R. 年 月 日生	E	Ŧ		
	()S.H.R. 年 月 日生	<u>:</u>	〒		
	()S.H.R. 年 月 日生	=	₹		
相続登記等の予定 □登記完了済 □登記予定あり(年 月頃) □登記予定無し (□にレを入れてください) ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、資産税課へご連絡ください。						

(留意事項) ※記入例を参考に、相続人の皆さま全員でお話し合いのうえ、太線内を記入してください。

- ●代表者の本人確認書類(顔写真側のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)の写しを添付してください。
- ●被相続人と代表者の関係性のわかる戸籍謄本の写しを添付してください。ただし、被相続人と代表者の住 民票及び本籍地が宮崎市にある場合は添付不要です。
- ●相続放棄等の場合は、右上の届出者欄のみ記入し、家庭裁判所から発行された相続放棄申述受理通知書の 写しを添付してください。
- ●この申告書は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- ●固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は資産税課にて手続きが必要です。
- ※相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)が法律で定められています。